六　第二号又は第三号の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容 七・八　［略］ 3　前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［一～三　略］ 4　［略］	［号を加える。］ 六・七　［同上］ 3　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［一～三　同上］ 4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（保険業法施行規則の一部改正）

第三条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別紙様式第１号（第17条の７関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第17条の７関係）　（日本産業規格Ａ４）
会　計　監　査　報　告　書 年　月　日 保険株式会社 御中 事務所名 公認会計士　氏　名	会　計　監　査　報　告　書 年　月　日 保険株式会社 御中 事務所名 公認会計士　氏　名
（記載上の注意） ［１～４　略］ 5　２の意見があるときは、事業報告及びその附属明細書の内容と計算関係書類の内容又は会計監査人が監査の過程で得た知識との間の重要な相違等について、報告すべき事項の有無及び報告すべき事項があるときはその内容を記載すること。 6　［略］	（記載上の注意） ［１～４　同左］ ［加える。］ 5　［同左］
別紙様式第１号（第27条の２関係）　（日本産業規格Ａ４）	**別紙様式第１号**（第27条の２関係）　（日本産業規格Ａ４）
会　計　監　査　報　告　書 年　月　日 保険相互会社 御中 事務所名 公認会計士　氏　名	会　計　監　査　報　告　書 年　月　日 保険相互会社 御中 事務所名 公認会計士　氏　名